



ごみはルールを守り適切に！

ごみや資源物の排出にあたり、排出ルールが守られていないことにより回収できない「不適正排出」が後を絶ちません。正しい排出ルールについて改めてご確認願います。

≪「不適正排出」の主な事例≫

○燃やすごみ・燃やさないごみの場合

- ・町指定のごみ袋以外の袋やダンボール箱等での排出
→必ず町指定のごみ袋を使用してください。

- ・事業系ごみの混入

→事業所等から出るごみを家庭ごみに混ぜることは違法です。事業系ごみの処理は収集運搬許可業者に依頼してください。

○資源物の場合

- ・「プラ製容器包装」に異物が混入している

→収集後の再資源化の妨げになりますので、正しく分別してください。

紙、ティッシュペーパー、割りばしなどは「燃やすごみ」へ

金属、硬質プラスチック、スポンジなどは「燃やさないごみ」へ

また、弁当容器等は汚れや食べ残しを取り除いてから入れて下さい。食べ残しは「燃やすごみ」へ

○ごみ・資源物共通の事例

- ・収集日でない日に排出、収集が終わった後に排出

→長期間放置されるため、ステーションを管理する地域の方が大変迷惑となりますので、やめてください。

- ・自分の区域以外のステーションに排出

→不適正排出等の理由で回収されなかった場合、そのまま放置されてしまいます。絶対にやめてください。

不適正排出により回収されなかったごみ・資源物には、その理由を記載したシールを貼り付けしています。ごみ袋が置いていかれたときは、持ち帰って正しく分別してから次の収集日に出してください。自分の出したごみ袋が置いていかれていないか、確認するようにしましょう。

その他、詳しい分別の方法については町配布の冊子「家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

※なお、排出ルール・詳しい分別については、『家庭ごみの「分け方・出し方」』をご確認してください。(町ホームページにも掲載しています)

問合せ 環境対策課 廃棄物対策係 ☎21-2118



浄化槽設置補助制度のご案内

町では、生活排水による公共水域の水質の保全、生活環境の改善及び保全並びに公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽の新設または単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

補助対象：・専用住宅もしくは延べ床面積の1/2以上の居宅部分を有する併用住宅

- ・余市町民であって所有かつ居住する住宅であること。
- ・賃貸または売却が目的ではないこと。
- ・町税を滞納していないこと。

※すでに合併処理浄化槽を設置している住宅の設備を更新する場合は対象となりません。

補助金額：設置費用の6割（設置する合併処理浄化槽の規模により上限額があります。）

申請期限：9月30日（月）

問合せ 環境対策課 廃棄物対策係 ☎21-2118